

総合科学技術会議

第9回科学技術イノベーション政策推進専門調査会

議事録

日 時：平成24年12月20日（木）17:01～19:14

場 所：内閣府中央合同庁舎第4号館4階共用第2特別会議室

出席者：相澤会長、奥村議員、白石議員、青木議員、中鉢議員、平野議員、大西議員、石川委員、上山委員、春日委員、北城委員、久間委員、小谷委員、庄田委員、中馬委員、松本委員、倉持統括官、吉川審議官、中野審議官、大石審議官、柚谷参事官、加藤参事官、岩崎参事官、佐藤参事官、北窓参事官、安間参事官、小川企画官

1. 開会

2. 議題

(1) 科学技術イノベーションを促進する仕組みについて

- ・各戦略協議会及び部会等のとりまとめについて（報告）
- ・「科学技術イノベーション促進のための仕組みの改革（案）」について

(2) その他

3. 閉会

【配布資料一覧】

- 資料1 第8回科学技術イノベーション政策推進専門調査会議事録（案）
- 資料2-1 科学技術イノベーション促進のための仕組みの改革について（案）
- 資料2-2 科学技術を活用し、被災地の復興・再生を促進するための仕組みの見直し等について（中間とりまとめ）
- 資料2-3 グリーンイノベーション実現に向けたシステム改革等の対応方針（中間とりまとめ）
- 資料2-4 ライフイノベーション促進のための仕組みの改革について（中間とりまとめ）
- 資料2-5 基礎研究及び人材育成におけるシステム改革について（中間とりまとめ）
- 資料3 国の研究開発評価に関する大綱的指針（概要）
- 資料4 当面のスケジュール（予定）

【参考資料（机上配付のみ）】

- 参考資料1 平成25年度 科学技術に関する予算等の資源配分方針

- 参考資料 2 平成25年度科学技術重要施策アクションプラン
- 参考資料 3 平成25年度科学技術重要施策アクションプランの対象施策について
- 参考資料 4 平成25年度重点施策パッケージの重点化課題・取組
- 参考資料 5 平成25年度重点施策パッケージの特定について
- 参考資料 6 科学技術イノベーションを担う人材の育成強化に関するポイント
- 参考資料 7 基礎研究及び人材育成の強化
- 参考資料 8 国の研究開発評価に関する大綱的指針

- 第1回科学技術イノベーション政策推進専門調査会 資料
- 第2回科学技術イノベーション政策推進専門調査会 資料
- 第3回科学技術イノベーション政策推進専門調査会 資料
- 第4回科学技術イノベーション政策推進専門調査会 資料
- 第5回科学技術イノベーション政策推進専門調査会 資料
- 第6回科学技術イノベーション政策推進専門調査会 資料
- 第7回科学技術イノベーション政策推進専門調査会 資料
- 第8回科学技術イノベーション政策推進専門調査会 資料

- 第4期科学技術基本計画
- 第4期科学技術基本計画 概要

○相澤会長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第9回科学技術イノベーション政策推進専門調査会を開催させていただきます。お忙しいところ、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日、ご都合により、今榮議員、成宮委員はご欠席と伺っております。また、中馬委員が遅れてご出席との連絡が入っております。

それでは、まず事務局から本日の配布資料の確認をお願いいたします。

○小川企画官 確認させていただきます。

まず1枚、議事次第と、裏に資料の一覧表がございます。

資料1は前回の議事録でございます。

資料2-1が今回の仕組みの改革についてということで、きょうご議論いただく資料でございます。資料2-2から2-5までは、戦略協議会並びに部会でおまとめいただきました資料でございます。2-2が復興・再生戦略協議会、2-3がグリーンイノベーション戦略協議会、2-4がライフイノベーション戦略協議会、2-5が基礎研究及び人材育成部会の報告となっております。

資料3は先日決定されました大綱的指針についての概要でございます。これの本文につきましては、お手元のハードファイルの中に参考8として配布させていただいております。また、専門委員の皆様には、冊子ができておりますので、配らせていただいております。お持ち帰りいただくようお願いいたします。

最後、資料4が当面のスケジュールでございます。

以上です。

○相澤会長 ありがとうございます。

資料1に前回の議事録がございますが、これにつきまして、ご発言の部分はあらかじめ各委員に見ていただいておりますので、全体としてご確認いただけますでしょうか。

ありがとうございます。それでは、承認していただけたこととさせていただきます。

本日の初めの議題は「科学技術イノベーションを促進する仕組みについて」であります。各戦略協議会及び部会においてこれまで議論を重ねてきていただいております。また、この専門調査会でも議論を重ねてきているわけでありまして。そこで、本日は専門調査会として全体のまとめをさせていただきます。

それに先立ちまして、事務局から各戦略協議会及び基礎研究・人材の部会でまとめられたものをご報告いただいて、その後でこの専門調査会としてまとめる内容について説明していただ

きたいと思います。

それでは、お願いいたします。

○加藤参事官 それでは、最初に資料2-2、復興・再生協議会の資料について、事務局をやっておりました加藤から説明をさせていただきます。復興・再生協議会において4回にわたり皆さん方にご議論いただき、まとめたものを事務局から報告をさせていただきたいと思います。

表題につきましては、「科学技術を活用し、被災地の復興・再生を促進するための仕組みの見直し等について」ということで、まとめさせていただいております。資料に沿ってご説明します。

Iで背景を書いてございます。ここには、7月にアクションプランをまとめましたときの復興・再生並びに災害からの安全性向上ということで、中ほどに①から④まで書いてございますが、この政策課題に準じて、解決すべき課題、阻害要因、対応方針という形で全体を構成しております。資料の末尾にパワーポイントで全体の構成図を入れておりますので、必要であればごらんいただければ構成が見えるかと思えます。

1ページの下から8行目ぐらいですけれども、既に実証・実用段階にある技術を対象にして検討することが被災地にとっては有効ではないかととらえまして、顕在化している課題を抽出して、構成員の皆さん方の経験や知見、それから、実証段階、実用段階にある技術を活用した復興・再生への取組の事例、このような調査をしながら議論を進めていただきました。

この資料におきましては、大規模災害からの早期の復興・再生を、科学技術を活用して進めるために有効と考える仕組みの見直しと、技術開発成果と教訓を活かすために推進する取組についてまとめております。

2ページ目に移っていただきまして、IIの解決すべき課題ということで、政策課題より抽出した課題ごとに4点にまとめております。

1つは、医療体制の再構築ということで、今回、被災地では、もともと医療提供体制の脆弱性があったわけですが、震災で加速しました。いまだ医療提供体制の再構築が進んでいないという状況の中で、ICTを活かした地域医療連携や遠隔利用の実証運用等が、医療機関側の経済的負担や、対面診療に比べて増す診療リスクなどから、普及していないという課題認識を書いてございます。

また、2つ目の雇用の創出・拡大のところでは、雇用の需給状況全体について見ると改善してきているのですが、依然、職種間でミスマッチが存在しているのが現状でございます。このような中で、科学技術を活用した雇用の創出・拡大に取り組むには、右上にポンチ絵を

描いてございますけれども、実証段階、実用段階にある技術が、ここにありますように、1つは意欲や経営・マネジメント能力を持つ経営者、あるいは、経営についてアドバイス・サポートするような人材、2つ目として、技術を創業や雇用に結びつけるような場、3つ目として、雇用の創出・拡大につなげるような資金、この3つと出会うことではじめて雇用創出につながっていくのではないかということなのですから、この機会が不足しているのではないかという認識を書かせていただいております。

それから、3つ目の新たなまちづくりの促進ということで、3ページにまいりまして、被災地の自治体の職員の方々は検討されているのですけれども、数が少ない、あるいは、今まで経験の無かった分野の専門能力を持っていらっしゃるということで、量と質の両面から復興・再生に十分な取組ができない状況になっているというのが現状でございます。そういう中で、既存の枠組みにおさまらない行政横断的なニーズ、技術蓄積が十分でない分野のニーズに対応しなければいけないのですけれども、情報がそろわないとか、アドバイスをいただく方も手さぐりで探していらっしゃるような状況でございます。やることが複数官庁にまたがる調整を必要とするような事務も多くて、意思決定が迅速・適切に機能していない事態も見受けられる。こんなふうにとまとめております。

4番目の除染作業の加速ですけれども、こういう対応技術を切磋琢磨するような場が過去には存在しなかった中で、現在、各機関がそれぞれの専門性を活かして、開発研究、実験を進めていらっしゃるということに触れております。

それから、Ⅲの対応方針でございます。冒頭にお話ししましたが、科学技術を活かして進めるために有効と考える仕組みの見直し、そして、技術開発の成果と教訓を活かすために推進する取組という2本立てで資料をまとめております。

1つ目が、被災地の復興・再生を、科学技術を活かして進めるための仕組みの見直しということで、下から7行目ですけれども、復興・再生を進めるために、より技術を活かせる余地がまだあるのではないかということで、復興・再生を進めるためには仕組みの見直しをすることが有効ではないかということをご提案しております。

なお書きに書いてございますように、今回、東日本大震災だけに限った特例措置ということではなくて、今後想定される大規模災害への対応も念頭に置きながら、仕組みの提案をさせていただきます。

4ページ目にまいりまして、(1)として技術を活かすための条件の整備ということで、①としてリーダーシップを発揮できる環境整備としております。⇒のところを書いてござい

すが、適切な立場の方が十分リーダーシップを発揮できるように、事務あるいは権限の改善を図って、最適なマネジメントを実施できるような仕組みを整えてはどうかということを書いてございます。

②として、東日本大震災の復興にあたって、災害の被害を最小化するという「減災」の考え方がとられておりますけれども、技術にかかわる研究者、技術者にとって何を優先して、どの程度被害の最小化をすればいいのかというのが明確でないというご議論もございました。そのようなことから、「⇒」のところですが、科学技術を最大限活かしていくために、減災について明確な指針となるような考え方を示すことと書いてございます。

(2)としては、緊急時に科学技術を活用し迅速かつ柔軟な対応を可能にする仕組みということで、⇒が2つあります。1つ目は、その時点で実用化あるいは実用性が見込まれる技術を総動員して、既存の枠組みにとらわれない取組を早期に試行できるような仕組みを準備しておくこと。2つ目としては、ICTを活かした地域医療連携、遠隔医療を活用し、患者や医師等の負担を軽減するような措置を講ずることを例示しております。

2つ目として、被災地の復興・再生に、技術開発成果と教訓を活かすため推進する取組ということで、議論を進める中で、皆さん方で認識共有した課題のうち、仕組みの見直しを伴わなくてもできるようなことを特記しております。

1つ目は、「創業・雇用の拡大」、あるいは、まちづくりを推進するために、先ほど触れましたけれども、社会実装するための「人」「場」「資金」が結びつく場が必要ではないかということで、下のほうから、次のページにわたりますけれども、技術を取り巻く、一つは志・意欲、経営マネジメント能力を持った「人材」。

また、①-2として、技術の目利きや助言、経営アドバイスを外部からサポートできる「人材」。

②として、実証フィールド、結びつける機会、いろいろな意味での「場」。

③として、こういった行動を裏付ける「資金」ということで、条件が整うことが重要ではないかと書いてございます。

協議会として、いろいろな方々と協力しながら、現場に技術が定着していくような活動の促進・支援をしていきたいということを書いてございます。

(2)は、被災地の復旧・復興過程に今回の教訓・経験を活かして加速すべき技術分野の取組ということで、特に加速すべきことを強く認識した分野を書いてございます。

1つは、「復興支援学」ということで、災害に対しては原則基礎自治体が対応されるのです

けれども、それぞれの自治体だけで対応のノウハウを持っておくのではなくて、皆さんで共有できるように、今後の震災で被害を最小化したり、二次災害を抑制したり、そういうところに展開できるようにこういったものを体系化しておくことが必要ではないか。

②としては、減災。先ほども出しましたが、今回の技術の検証をちゃんとしておこうと。この二点を例示として書いております。

また、なお書きのところでは、平常時の基準を満たさない災害廃棄物を再生資材として復興事業に利活用していくという取組とか、除染の技術開発についても最後に言及しております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○相澤会長 ありがとうございます。

それでは、引き続き、グリーンイノベーション戦略協議会、お願いいたします。

○岩崎参事官 それでは、グリーンイノベーション戦略協議会での取りまとめにつきまして、簡単にご報告させていただきます。資料2-3をごらんいただきたいと存じます。

グリーンイノベーション戦略協議会では、協議会構成員のメンバーの先生方に多くの時間を割いていただきまして、直近では12月11日、第8回のグリーンイノベーション戦略協議会で本取りまとめの文章をご議論いただき、さらに、その後、先生方からいただきましたご意見も反映させて、座長とのご相談の上この中間取りまとめをまとめさせていただきました。

まず、検討の背景でございます。最後のパラグラフ、「一方、限られた」という書き出しですけれども、本協議会では、数多くの論点の中から、「グリーンイノベーション実現に向けた国費投入の在り方」に焦点を当てまして、骨太の提言になるようにということで取りまとめたところでございます。

2. 改革すべき点（問題の所在）というところでございますが、問題の所在を整理いたしまして、出口志向の研究開発を成立させるに当たっての問題点があるだろうということで、2つの問題を提起しております。

その次に、事業化に至る確率を向上させるにあたっての問題点。これにつきましても、多くの時間を割いてご議論いただいたところでございます。

次のページにまいりまして、産業化・社会への定着の達成と成長を支援するに当たっての問題点。ここに書いてありますような事業化、定着に向かっても2つ問題点があるだろうということをご指摘いただいております。

さらに、その下のパラグラフですけれども、その他、社会実装に向けたすべてのステージを通じた問題点として、ご議論いただいた内容を整理させていただいております。

それから、3. の対応方針でございます。四角で囲ったところに記載してありますが、「課題達成型プログラムの戦略的な立案と推進」及び「グリーンイノベーションの創出を目指す起業家支援の推進」を、国費投入における柱として対応方針をまとめさせていただいております。

さて、その具体的な中身でございますけれども、その下の（１）、課題達成型プログラムの戦略的な立案と推進ということで、政策課題に対して強力なプログラムディレクターの下で産学官、府省、分野及び業種の枠を超えて、社会実装までシームレスに取り組むための機能も備えた先導的なプログラムの創設について検討すべきであるということをおたっております。

その後、具体的な観点を以下に記載しております。例えば、シンクタンク機能の体制を整備すべきではなかろうかということ。それから、プログラムディレクターの責任体制、その支援、また、客観的な評価システムというものも整備すべきであろうということが指摘されております。

それから、プログラムの政策的な目的と意義が、現場の研究者に継続的に認識される仕組みも重要であろうということで取りまとめております。

次のページにまいりまして、社会実装をキーワードとして、その基盤となる規制や制度及びインフラの整備に対する支援方法も重要であろうということで、ここに記載させていただいております。

それから、（２）グリーンイノベーションの創出を目指す起業家支援の推進ということで、多様なアイデアや開発意欲を持つベンチャー企業等のチャレンジを支援し、社会実装に結びつけるため、国が民間の活力を最大限に取り込みながら支援する方策について検討すべきであるということをお打ち出しております。

なお以下には４つの項目を記載しておりますけれども、最初の、民間からの投資を活性化する仕組みの整備、これは※１がついておりますが、次のページに例として挙げさせていただいております。

例えば、民間側のリスクが軽減されながら、研究成果を事業化する可能性の高い分野に資金を投入するため、民間と国の出資比率について国の割合をもっと上げようということ。それから、国の出資分については民間が買い取ることが可能とする仕組みの導入も考えられるのではないかと記載させていただいております。

元に戻っていただきまして、２つ目の、ベンチャーキャピタル等のマネジメントに関するノウハウを活用する仕組みを整備すべきではないかということ。

それから、国際的な視点からの競争力を向上させる。この「国際的」というのも本協議会で

多くの先生方からご指摘をいただいたところでございます。

最後の、ベンチャー企業等が国のプログラム・プロジェクトへ積極的に参画できる仕組み。これにつきましても、※2で次のページに記載させていただいております。例えば、研究開発予算の一定割合をS B I R用に確保することや、米国での成功例を参考とした3段階選抜方式のS B I Rを導入することが考えられるということで、提案させていただいております。

以上が対応方針として、本協議会として取りまとめさせていただいた点でございます。

最後に、終わりにということで、検討の背景にも記したように、グリーンイノベーションの実現及びその社会実装のためには様々な仕組みの改革・構築が不可欠である。しかしながら、本対応方針を検討するにおいて、申し訳ございませんでしたが、時間的な制約があったことから、すべての課題について十分な検討を行うことは困難であったため、さらなる詳細な検討課題につきましては、協議会において引き続き検討を進める予定であるということ、記載させていただいております。

以上でございます。

○相澤会長 ありがとうございます。

ライフイノベーション、お願いいたします。

○北窓参事官 担当参事官の北窓でございます。ライフイノベーション戦略協議会の中間取りまとめについて、資料2-4でご説明させていただきます。

前回の専門調査会でお示しましたように、ライフイノベーション戦略協議会では、6つの課題について重点的にご議論いただいたわけですが、その6つを3つにまとめた形で対応方針を示すようにというご指摘がございまして、座長、副座長と原案を練った後、委員の先生方にお諮りいたしまして、12月11日の戦略協議会で最終的にご議論いただきました。その後、座長のご一任の下、本日ご報告させていただく中間取りまとめの提出となりました。

まず、1の検討の背景でございます。これにつきましては、第4期基本計画に基づいた戦略協議会の役割について言及しつつ、アクションプランでの政策課題、重点課題の設定をご紹介します。最後に、協議会ではそのアクションプランを進めるための仕組みの改革について、その検討結果をまとめたので報告するという、検討の背景を書かせていただいております。

次に、2番目の改革すべき点でございます。これは、協議会のご議論の中で、委員の先生方から何度も、アクションプランについて同一領域に複数の省庁からの施策提案が認められたというご意見がございました。複数府省からの提案が必ずしも悪いというわけではございません

が、細分化された研究費が配分されているために、国全体としての総合戦略を欠いている場合も少なくないとされています。

そこで、2段落目の中ごろに書いてございますが、「府省を超えた強力なプログラムマネジメント及び国全体としての総合立案、すなわち司令塔機能が求められる。現在、その機能は必ずしも十分でなく、特に医薬品、医療機器、再生医療等の開発研究が実用化の段階に近づいている研究領域では府省を超えた強力なマネジメントが必要である。」としております。

次に、2ページ目の上から4行目の「加えて」以降ですが、「基礎研究の成果を実用化し、ライフイノベーションに結びつけるためには、評価・審査・資源配分体制の確立、大学等のシーズの発掘から事業化までの切れ目のない支援、産学官連携機能の充実・強化、国民へのわかりやすい情報提供と広報及び国民参加の仕組みの充実など不断の仕組みの改革が必要である。」としております。

また、ここ以降の後段については、オープンイノベーション拠点について言及しつつ、バイオベンチャーについて第4期基本計画でもうたわれておりますことから、最後の一文ですが、「バイオベンチャー支援のための資金の供給に関しては、財政投融资等といった制度があるが、バイオベンチャーの育成という観点からは十分に機能しているとは言えない。」とさせていただいております。

3番目は、これを受けての対応方針でございますが、先ほどご説明したように大きく3つ書かせていただいております。

まず(1)府省を超えた課題達成型研究開発プログラムの創設と推進でございます。これは、1パラグラフ目の3行目でございますが、「各研究事業の情報を含めた科学技術予算の全体像を共有する仕組みを構築し、その上で、重要政策課題への対応を協議決定する等、関係府省と連携し、科学技術予算全体の調整を行うこと。」。

さらには、次のパラグラフでございますが、「重要な政策課題に対して府省を超えた先端医療開発特区——これは平成20年から4府省で推進されておりますいわゆるスーパー特区のことでございます——をさらに発展させた研究開発プログラムを設定し、強力な専任のプログラムマネージャーを設置することを検討すべきである。」としております。

以下、プログラムマネージャーの機能について言及しております。

次に、3ページの(2)イノベーションを推進するための基盤の充実でございます。最初に、「今後、構築が予定されている創薬支援ネットワーク、臨床データを含めたライフサイエンス分野のデータベース統合、バイオバンク整備、質の高い臨床研究の推進等はイノベーションを

推進するための重要な基盤であり、総合科学技術会議は、これらの事業が着実に推進され、実際に活用されるよう支援することが望まれる。」としております。

以下、具体的に多施設間で進める大規模コホート研究・バイオバンク、創薬支援ネットワーク、さらには公的研究資金を利用したライフサイエンス分野の研究結果をデータベースセンター拠点に統合すること。そして、最後に革新的な医薬品・医療機器の創出の基礎となる質の高い臨床研究の推進について具体的に言及させていただいております。

次に、4ページにまいりまして、(3)革新的医薬品、医療機器、再生医療の実用化支援の充実でございます。これについては、「産学連携拠点やバイオベンチャー支援等により革新的医薬品及び医療機器、再生医療の実用化の促進が期待される。」と書かせていただいております。また、「引き続き審査体制の整備、強化、レギュラトリーサイエンスの充実、強化を進めていく必要がある。さらに、希少疾病用医薬品・医療機器——いわゆるオーファンドラッグ、オーファンデバイスでございます——の開発支援の充実強化が望まれる。」と記載させていただいております。

なお、複数の委員からご意見がございました再生医療・医療機器については、「その特性に応じた医薬品とは別の規制の在り方が必要であるという意見が提供されたところである。」ということに言及しつつ、「これについては担当省庁において薬事法の改正等が検討されていることから、継続してその進捗を見守ることとしたい。」と結ばせていただいております。

次に、4番の終わりのところでございますが、ライフイノベーションの課題についても、非常に幅広い課題があることから、今回すべての課題について先生方のご意見を必ずしも反映させることができませんでしたので、引き続き府省横断組織やマネジメントの在り方、施策の評価を含めた政策循環全体への具体的手法や、国民への情報提供と国民参加のための施策など、残された課題については引き続き検討を進めることを書かせていただいております。

以上です。

○相澤会長 ありがとうございます。

それでは、基礎研究及び人材育成、お願いいたします。

○安間参事官 それでは、資料2-5をごらんいただきたいと存じます。基礎研究及び人材育成部会におきます中間取りまとめの概要についてご報告申し上げます。お手元の中間取りまとめ、全体で18ページからなっておりますが、構成としましては3部構成となっております。

まず1ページ目、第1部でございますが、検討の背景について記してございます。当部会で検討するに至りました経緯、また、その背景、特に基礎研究の重要性について記載してござい

す。

1 ページおめくりいただきますと、第2部としまして、検討の視点を記載しております。そのうちの①につきましては、前回の本専門調査会におきまして、専門調査会報告案の骨子が検討されました折りに、委員の中から基礎研究及び人材育成関連の記述が独立した形になっているのではないか、イノベーションに関する当専門調査会の議論全体との関係が薄いのではないかといったご指摘がございましたことを踏まえまして、上山副座長のお力をお借りしながら取りまとめた内容でございます。

続きまして、3 ページ、②でございます。これにつきましては、現在の基礎研究の現状を掲載しております。6 ページまで図表も含めて記載しておりますが、そもそも本部会の審議対象は大変広うございます。したがって、今般の総理からの要請にこたえるため検討対象を絞る必要がございました。結果といたしまして、我が国の基礎研究力の国際的地位が相対的に低下しているということについてご議論いただくことになったわけでございますが、それに関します根拠になるデータ等を整理しているところでございます。

ページをおめくりいただきまして、6 ページからが第3部という形で、具体的な報告の内容になるわけでございますが、これも3-1、3-2、3-3というふうに3つに分かれております。2 ページにも記載させていただきましたけれども、基礎研究力の低下という課題に対しまして、研究基盤の整備、人事制度、競争的資金という3つの論点について、おのおの改革すべき課題と対応方針をまとめております。

まず6 ページから、3-1 としまして「研究基盤の改革」について記載しております。ごらんのとおり、改革すべき課題として5点を挙げております。時間の関係もございまして、逐一ご紹介する時間はございませんが、5点を挙げております。

一方、これらへの対応方針としまして、8 ページからになります。②として6点を記載させていただいております。その中では、①大学の学長職の権限の明確化とか、③の大学の長期ビジョンを推進する資金配分といったような、国が主体となって行うべき取組に加えて、②にございます、学長を支援する体制の充実といったような、大学の取組を期待する事項等々を含めまして、6点の事項を整理しているところでございます。

11 ページにまいりまして、2 点目、3-2 として「人事制度」に関する整理をさせていただいております。人事制度につきましては、特に若手研究者の雇用、それから、山中先生からご発言等もございましたが、研究支援人材の安定的な確保といったことが重要な課題だと考えているところでございまして、そのようなことについて課題と対応方針が述べられております。

具体的には、若手研究者の雇用につきまして、コンソーシアム制度を構築するということがうたわれておりますし、研究支援人材に関しましては、支援人材を安定的に確保する方策について検討する必要があることが述べられております。

13ページからが「競争的資金」に関する記述でございます。まず、改革すべき課題として3点、①から③まで挙げております。

それを受けまして、対応方針としまして、16ページから2点お示ししております。1つが科研費の資金配分の在り方の見直し、もう1つが、次のページでございますが、間接経費について、その意味合いをもう一回検討する必要があるのではないかとということが述べられております。

最後、18ページでございますが、「その他」といたしまして、これまでご報告のございました戦略協議会同様、当部会でも関連の事項について引き続き検討を進めていく旨が述べられております。

概要は以上でございますが、補足等ございましたら、両座長からお願いしたいと思います。

なお、この取りまとめにつきましては、松本・上山両座長に大変なご支援、ご協力を賜りました。時期がちょうど山中先生のノーベル賞授賞式に重なりまして、そのご対応をいただく中で全文を何度もごらんいただき、直接修文等をいただいたことをご紹介させていただきまして、ご報告とさせていただきます。

以上でございます。

○相澤会長 ありがとうございます。

次に、このたび国の研究開発評価に関する大綱的指針が改定されました。その内容についての報告をお願いいたします。

○佐藤参事官 評価担当よりご説明申し上げます。資料3をごらんいただきたいと存じます。ここでご説明させていただく趣旨は、先ほどのグリーンイノベーション、ライフイノベーション協議会からの説明、あるいは、後ほど資料2-1でご説明する中で「プログラム」という言葉が出てきておりますので、その概念についてご承知おきいただくという観点でご説明させていただきます。

資料3を1枚めくっていただきまして、右下のほうに1ページとございます。この大綱的指針の位置付けでございますけれども、左側でございますように、科学技術基本計画がございまして、それを受けてこの指針を定めております。これは評価専門調査会での審議を経まして、総合科学技術会議で本会議決定、持ち回りで決定して、内閣総理大臣決定をしたばかりでござ

います。ただ、この指針自体は、右の欄をごらんいただくとわかるように、平成9年から定められておりまして、基本計画の制定・改定を受けまして、随時見直しを行ってきたものでございます。

2 ページ目をごらんいただきますと、このポイントでございます。改定の経緯ですが、今申し上げた経緯でございまして、特に第4期基本計画においてはP D C Aサイクルの確立ということがうたわれておりまして、それが改定のねらいでございます。

「2. 課題と方向性」です。現状の研究開発は、施策の目標に対する研究開発課題の位置付け、関連付けが不明確である。結果として、各研究開発課題の総体としての効果が十分に発揮されていないのではないか。そのような問題意識の下に、研究開発が政策課題を解決し、イノベーションを生み出していくということを進めていくためには、研究開発課題や研究資金制度を研究開発プログラムとして設定して、適切な評価を実施する必要があるのではないかということでございます。

「3. 改定のポイント」ですけれども、研究開発プログラムの評価の導入がポイントです。研究開発課題の有機的な関連付けによるプログラム化及び競争的資金制度等の研究資金制度のプログラム化。評価部門の運営の独立性に配慮し、マネジメント体制を強化していく。追跡調査の実施、追跡評価の対象を拡大していく。

また、(2)ですけれども、アウトカム指標による目標の設定ということで、取り組むべき課題に対応した目標をきっちり定めていくというものでございます。

3 ページ目をごらんいただきたいと思います。今申し上げた点を図にしますと、特に左上の課題の関連付けによるプログラム化ということでございますけれども、施策の企画立案段階にプログラムを設定していく。絵をごらんいただきますと、プログラムの下に明確な目標とスケジュールがあって、その下に研究開発課題やプロジェクトが複数走るということでございます。例示といたしまして、基礎研究と産学連携のプロジェクトが1つのプログラムに入るというイメージでございますが、これはいろいろなやり方があると思います。括弧書きで、規制改革・税制措置とございますけれども、必要に応じて研究開発以外の手段もプログラムの手段の一つにする。これらを踏まえて総合的・一体的に推進していく。これがプログラムという概念でございます。

以上です。

○相澤会長 ありがとうございます。

各戦略協議会、基礎研究・人材部会、非常に集中的なご議論をいただきまして、このような

形で中間取りまとめをしていただきました。心から感謝申し上げます。

さらに、評価専調でまとめられた評価大綱の改定がこのたび行われました。これらすべてを俯瞰して、これから議論いただきます専調としての取りまとめに入りたいと思います。そこで、資料2-1にその取りまとめ案が出ておりますので、事務局より説明をお願いいたします。

○ 柚谷参事官 では、資料2-1につきましてご説明申し上げます。表題は「科学技術イノベーション促進のための仕組みの改革について（案）」ということで、副題で「イノベーション創出環境の革新」とついております。これがきょうご議論いただく資料でございます。

まず、仕組みの改革の全体の構成と、前回のこの会合における仕組みの改革（案）からの主な変更点についてご説明いたします。

構成としましては、前回と同様ですが、ⅠとⅡと2つに分かれておりまして、Ⅰが課題達成型の科学技術イノベーションのための構造改革でございまして、Ⅱが基礎研究力の充実強化という、第4期計画でも言われています車の両輪の2本としております。

Ⅰの内容につきましては、前回の議論を踏まえまして、Ⅰの中の分け方ですけれども、インテグレーションとダイバーシティということがございましたが、それを念頭に構成を変更しております。Ⅰの1は前回と同様、課題達成のためのプログラム形成であります。ここでは関係府省の取組を一定の課題の下にプログラムとして推進していこうというものでございます。プログラムの形成につきましては、先ほどご紹介ありましたグリーンイノベーションとライフイノベーションの戦略協議会の取りまとめの対応方針にも示されておりました。

Ⅰの2でございますけれども、前回は「知の結集」や「リスクへの挑戦」という項目で分けておりましたものを、ダイバーシティを確保するという観点から、研究開発法人での研究環境の革新とか、ベンチャーの活躍環境の整備などについてまとめたというものでございます。

Ⅰの3につきましては、復興・再生協議会の取りまとめを踏まえたものでございまして、Ⅱにつきましては、先ほど報告がありました基礎研究及び人材育成部会の取りまとめを踏まえております。

内容について最初からご説明したいと思います。内容につきましては、前回の資料と重なる部分も多いのですが、改めて全体を通してご説明いたしたいと思います。

1 ページ目は前書きでございますけれども、流れとしては前回と大きく変わっておりません。最初の○では、我が国では種々の課題が山積しているということですが、課題解決に貢献すべき科学技術イノベーションの国際競争力が低下していると、この原因は特に我が国の公的部門の仕組みが変化に対応できていないということに記載しております。

2つ目の○では、第4期の科学技術基本計画では課題達成と基礎研究を車の両輪としているとし、国は総合科学技術会議の司令塔機能を強化しつつ、両面の改革を新時代に合ったものに改革する必要があるということを書いております。

3つ目の○は今回の検討経緯を書いております、このイノベーション専門調査会、それから3つの戦略協議会、基礎研究・人材部会がそれぞれ審議を行った結果を、この専門調査会がまとめたということを書いております。

具体的な内容に入っておりますが、2ページ目にまいりまして、Iの1. 課題達成のためのプログラム形成の革新でございますけれども、この1. の前書きの部分と改革すべき点のところでは述べていますのは、総合科学技術会議の戦略協議会ではアクションプランの取組をやっております、その対象施策立案段階で関係府省が一定程度連携しているのですけれども、府省等の分断、重複について、今までの協議会の報告にもその旨の報告がございましたが、必ずしも解消されていない、課題達成に必要な事業化・産業化に向けた政策意図の関係者間での共有が不十分なものがあるとしております。

その下の対応方針でございますけれども、課題達成型の府省横断プログラム（仮称）を形成するというものを掲げております。その下の・の文章ですが、「総合科学技術会議のリーダーシップによる課題解決に向けた府省横断のプログラムの形成を検討すべき」としております。

3ページにまいりますけれども、このプログラムの枠組みを上を書いてございまして、総合科学技術会議のかかわりが最初のーにあります。このプログラムによって達成すべき課題の設定をする。その後の達成状況のフォローアップをするとしております。

2番目のーでは、関係府省と関連の民間企業などの課題達成のための主要なプレイヤーを含む推進体制を構築すること、そこで計画的な取組とか目標などの基本的戦略・方針を明確化する、プログラムのマネジメント体制を確立し、規制・制度改革等を含めた全体戦略を策定するというものを書いております。

3つ目のーではマネジメント体制について書いてありまして、グリーンとかライフの協議会の報告にもあったと思いますが、強い権限を有するプログラムディレクターを設置する、例えば、専任者とする、予算などの資源配分について一定の力を持つようにするとしています。

最後のーでは、2番目のーの推進体制は、先ほどのプログラムディレクターを支援するとしておりますが、具体的には規制所管省庁に働きかけるというようなことが考えられると思います。

そのプログラムの例がページの真ん中から2つ書いてございます。例1が、前回は述べたも

のですが、先端医療特区制度の取組を発展させる i P S 細胞の医療応用加速化のプログラムでございませう。2つ目が、文部科学省と経済産業省が連携している未来改革型の研究開発を発展させるものとして、再生可能エネルギー利活用の加速化を挙げております。具体的なプログラムの設計につきましては、今回まとめていただいた以降に関係省庁とともに検討していくということになります。

次は、4ページ目にまいりまして、Iの2の多様な担い手が活躍する研究開発環境の革新、ダイバーシティのくくりであります。ここの改革すべき点にございませうけれども、大学や国の研究開発法人の運営上の柔軟性とか、研究環境の魅力が十分でないということから、人材の流動化、国際頭脳循環への対応を含めまして、産学連携や研究開発がダイナミックに行われているとは言えないのではないかと、国も関連の制度整備が不十分であるとしております。

さらに、国の受入れの考え方が不明確で、国費の研究開発への外国の大学とか外資系企業の参画が進んでいないのではないかと、研究開発型ベンチャー企業や中小企業の果たしている役割はいまだ小さいとしております。

下の対応方針にまいりまして、最初の○の国の研究開発環境の革新としまして、①の研究開発法人のイノベーション環境整備のところでございますが、研究開発法人自身が組織改革を図るべきことは当然ですけれども、それを支援するために国の関係部局が協議しまして、研究開発法人の運営などに関する運用などを見直しまして、5ページに移りまして、一で3つ書いてございませうけれども、最初の国際頭脳循環の促進、すなわち国際的な優秀な人材の確保とか、2番目は契約・調達の柔軟化、3番目が例えば企業との共同研究から得られた収入分が国の交付金からマイナスされるというルールがありますけれども、そういうものについて適正化を図るべきということを書いてございませう。

②の国の研究開発への外国の大学、外資系企業等の参画によるグローバルなイノベーションの推進の項目におきましては、グローバルな競争環境で目標達成に海外の技術導入が不可欠な場合とか、国際標準やデファクトスタンダードの獲得が見込まれるような場合に関しまして、国の研究開発への外国の大学、外資系企業等の参加方針を、今は明らかでないことがネガティブな効果を生んでいるということで、そこを明らかにすべしとしています。

次の○の研究開発型ベンチャー企業等の活躍環境の整備でございませうが、①としまして、国の研究開発へのベンチャー企業等やベンチャーキャピタルの取込みとしまして、国費のプロジェクトに取り込んでいくということですが、研究開発型ベンチャー企業が国のプログラム・プロジェクトに積極的に参画できる仕組みの整備というのが最初の・であります。

2番目の・が、日本版SBI Rにおける多段階選抜方式の拡充、多段階選抜方式は第1段階をフィージビリティスタディへの支援としまして、ベンチャー企業の参加の敷居が低くなるような方式でございますけれども、それを拡充する、そのための各府省の導入目標の設定の検討の推進を挙げています。

3つ目の・で、革新的医療・再生医療などの研究開発での実用化支援策強化、4番目の・で、ベンチャーキャピタルの目利き機能や経営・事業化ノウハウを活用して、企業を発掘・育成することというのを掲げております。ここはグリーン、ライフのイノベーション協議会の報告を踏まえております。

②のリスクマネー供給の拡大のところでございますけれども、ベンチャー企業の事業化までを考えると、国費ですべて支えることはできないだろうということで、国費を超えたリスクマネー供給は不可欠であると考えられることから、産業革新機構や民間のベンチャーキャピタルによります、さらなるリスクマネー供給促進策が必要であるという旨を記載しております。

続きまして、6ページであります。3. 科学技術の活用による復興再生の加速でございます。ここは復興・再生協議会の報告を受けたところでございます、東日本大震災の被災地の復興再生、大規模災害の被災地の復興再生は、科学技術を現場に実装まで結びつける具体的な取組の典型例と考えられるというのが前書きのところでございます。

改革すべき点のところでございますけれども、復興・再生戦略協議会の取りまとめと同様の内容なので、ここは省略いたしますけれども、改革すべき点を書いてございます。

対応方針のところでございますけれども、基本的にはここも復興・再生戦略協議会の対応方針の中の大きな方針を記載したということになっております。具体的には、例えば適切な立場の者が十分にリーダーシップを発揮して、科学技術を被災地で活用できるような環境整備の具体化など、科学技術を復興再生の取組に活かすための条件整備、また、その時点で実用段階にある技術を組み合わせ早期に試行できるようなルールづくり等、平常時の枠組みにとらわれない迅速かつ柔軟な対応を可能にする仕組みづくりを進めるべきであるとしております。

さらに、総合科学技術会議も新たなまちづくりや雇用促進のために、技術と「人」「場」「資金」の3条件を結びつける機会を拡大できるような取組を促進・支援するとしております。

7ページの基礎研究力の充実強化のところにつきましては、先ほど報告のありました基礎研究・人材育成部会の取りまとめの内容を踏まえて記載しております。

内容としましては1から3の3本立てになっております。1が大学の研究基盤の強化であります、対応方針のところ、大学の長期ビジョンを推進する資金配分で、優れた成果を上げ

た者が報われる資金配分の新たな仕組みの構築を述べまして、次の○の適切な相対評価と資源配分への反映のところ、大学の相対評価に基づく資源配分や、それに基づく再編の柔軟化を述べまして、大学の評価について適切な相対評価と資源配分への反映の取組を記載しております。

8 ページの2で研究支援体制の充実の項目がございます。ここでは、先ほど基礎研究・人材育成部会の取りまとめがございましたけれども、研究支援人材が重要ということで、研究支援人材を安定的に確保する方策の整備としまして、民間の研究サービス事業の活用も含めまして、産学官の幅広い連携の下、課題の検討を進めるべきとしております。

3が科研費等の競争的資金制度の改革でございます。ここでは、中核的な競争的資金であります科研費につきまして、現行制度の問題点について検証・分析を行い、その結果を踏まえて在り方について検討を進めるべきとしております。

以上です。

○相澤会長 ありがとうございます。

全体の枠組みにつきましては、前回の専調で検討していただいている線と同じであります。そこで、各戦略協議会、部会等から出されてまいりました取りまとめ案に基づきまして、そのフレームワークの中に配置しているところであります。ご報告いただいた内容がこの中に取り込まれていないのではないかとと思われる部分が相当あるのではないかと思います。この全体構成を見ていただいて、こういう相対的な位置付けになると多少を主唱するところも出てきているかと思います。

そこで、本日は全体としてまとめていきたいと思っております。初めから順序立ててご質問いただく、ご意見をいただくというより、全体的に見てここの部分はこうしたらいいのではないかと、そういうご意見をいただきたいと思います。

○白石議員 その前によろしいでしょうか。

○相澤会長 はい、どうぞ。

○白石議員 合意をつくる上での質問ですが、このペーパーの受け手はどこになるのでしょうか。

○相澤会長 それはこの検討が始まった背景に戻るわけですが、総理大臣から総合科学技術会議においてこういうことを検討するよにということが付されました。そこで、この内容は、宛て先がどこになるかというよりは、総合科学技術会議本会議の場で総理大臣、議員、有識者議員等が議論する、そのマテリアルというような位置付けになると思っております。

○白石議員 どうしてそういうことを聞いたかと申しますと、ところどころ人ごとみたいな文章があります。それが非常に気になっています。例えば、4ページの改革すべき点の2つ目のパラグラフですが、「外国の大学、外資系企業等の参画にする国の考え方が明確でない」、国の機関が国の計画が明確でないと書いていて、その次に、それに対して対応方針はどうなっているかという、5ページの②の最後の文章ですが、「国益に悖ることがないように、外国の大学、外資系企業等の参加に係る方針を策定し、研究開発の効果を高めるべきである。」と。どこがやるのか書いていません。

ですから、常にこういう文章のときに問題になる点でございますが、基本計画の場合ですと「国は」でいくしかないのですが、これも同じでいいのかどうか。そのところ合意をつくっておかないと、出したが誰がやるのだという話が出てくるのではないかと懸念しますので、いかがでしょう。

○相澤会長 文章上不整合があるところは是正するということが大事だと思いますが、総合科学技術会議がこれから検討することを課題として出しているという段階のものもあるので、その辺の……。

○白石議員 それでしたら、そのところだけでも、総合科学技術会議として検討するということはきちっと書かないと。

○相澤会長 検討する主体ですね。

○白石議員 ええ、そうなのです。迫力が全然なくなってしまうと思いますので。

○相澤会長 はい。では、この辺は、事務局として表現上の問題で今ご指摘の点で対応していただければとあります。

○柚谷参事官 外資系企業のところにつきましては、主語が抜けておりますが、「国は」のつもりでございます。「国は」と書いてあるところと、主語が「総合科学技術会議」になっているところがあると思うのですが、「総合科学技術会議が」と書いてあるところは総合科学技術会議が必ずやるという前提で書いたつもりなのですけれども、「国は」と書いてあるところは、必ずしも総合科学技術会議がやるということではなく、国、特に行政が一体となつてといたしますか、適切な所管をしている部署がやるというつもりで書いております。総合科学技術会議のかかわり方については明記していませんが、一応そういう区別をしているつもりではございます。

○相澤会長 それでは、ただいまの点は、そういう視点からもう一度表現を整理してください。

それでは、先ほど申しましたように、全体的に見ていただいて、その上で各論的なことでも

結構でございますし、フレームワークそのものについてでも結構でございます。ご意見、ご質問等をいただきたいと思えます。

どうぞ、小谷委員。

○小谷委員 形式的なことなのでどうでもいいかもしれないのですが、1ページ目に「車の両輪」と書かれていまして、Ⅰのほうは「『車の両輪』の1つ目として」というふうに始まっています。Ⅱが2つ目なのだと思いますが、そのことはどこにも書いていないので、すごく形式的で申し訳ないのですが、書いていただければと思います。

○相澤会長 まさしくご指摘のとおりだと思いますので、これは表現の問題だとして、事務局、よろしくをお願いします。

久間委員。

○久間委員 資料2-1の最初のページの2つ目の○に「司令塔機能の強化」という記述を入れていただいておりますが、これをどう入れるかについてはいろいろと経緯・調整があったと思います。関係者の努力に感謝します。ただ、この「司令塔機能」を、いかに実体あるものにしていくかが重要です。新しい政権になっても継続してスピーディに進めていただきたいと思えます。

2点目は、4ページの「2. 多様な担い手が活躍する研究開発環境の革新」の対応方針で、研究開発法人の環境整備や、外国の大学・外資系企業・ベンチャーについて記載されていますが、国内での産学連携が抜けているので、これは入れるべきだと思います。

○相澤会長 そこはいろいろとあると思いますが、事務局、答えられることがありましたら。

○柚谷参事官 国内の産学連携というくくりでは書いてございませんけれども、4ページの下①の研究開発法人のイノベーション環境整備の、研究開発法人の環境整備をここに書いてあるようなことを進めましたら、産学連携も進みやすいのではないかと考えております。例えば、5ページの上のほうのーの3つ目につきましては、先ほどご説明申し上げましたが、企業と研究開発法人の共同研究について、研究開発法人に収入が入った場合の取り扱いでございまして、共同研究を促進する方向でございますので、産学連携というくくりでは入っていませんが、こういう形で入っている部分もあるということでございます。

○久間委員 国内の産学連携を入れても問題ないですよ。国内の産学連携が必ずしもうまくいっていないということを知ってもらわなくてはいけないと思えます。

○春日委員 同じところにつきましてもう少し具体化してご提案させていただきたいと思えます。大きな枠組みの前回からの変更として、Ⅰの中で2がダイバーシティに焦点を当てて多様

な担い手ということで設けられたということ。その中で、今、久間委員がおっしゃったように、産学官のネットワーク、あるいは、連携を強化するという問題が指摘されているにもかかわらず、対応方針の中でもう一つ明確ではないような気がいたします。

前回、私も発言したのですが、産学だけではなく、産官学三者のそれぞれの間での人材交流をもう少し明確に入れていただきたいと発言いたしました。そのことが今の産学連携の具体的なあらわれになり得ると思っております。具体的には5ページの上にバーが3つありますけれども、4つ目のバーとして、「産官学間の人材交流の革新的促進」という項目を入れていただいたらいかかと思えます。

○相澤会長 この部分については、こういう整理になった背景を事務局、お願いいたします。

○柚谷参事官 この研究開発法人のところの整理ですけれども、国で独立行政法人改革の一環として研究開発法人の研究開発の見直しについて検討が進められた中で、研究開発業務に応じた運用の仕組みの見直しをしていくべきとされおり、ことしの1月に閣議決定されています。それらはこれから実現していかなければならないものでありまして、そこに書いてある項目の中でこの専門調査会の性質に合ったものを書いたという形になっております。

○相澤会長 事務局の説明はちょっとわかりにくいかもしれません。ただいまのところは、最後の対応方針にまとめられるものは、総合科学技術会議がこれまで強く改革を進めている部分で、現在進行中のものは、今回は影をひそめた形でバックに置いている。今回は、これまで大きな障害があって進んでいない、何とか突破しなければいけない、そこに焦点を当てて進めようということで、この検討が始まってきました。

先ほど事務局がご説明したように、今まである程度は進んでいて、さらにもっと革新的な仕組みの改革が提案できる段階ならばいいけれども、そうでないならばここではあえて取り上げないという、取捨選択になったというふうに理解していただいたほうがよろしいのではないかと思います。

はい、どうぞ。

○庄田委員 11月19日、前回の専門調査会は、久間委員と連名で意見書を出ささせていただきました。欠席をしましたが、議事録を拝見しますと、大変活発な議論がありまして、それを受けて事務局関係者でまとめられたものだと思います。全体の構成としては特に意見はございませんが、前回の議事録を拝見しますと、1つは、あまり特定な取組、個別の取組を書くと全体にとがったものにならないのではないかと。一方で、あまり抽象的ではいけないということで、恐らく今回の取りまとめが出てきているのだと思います。

そういう観点で、1つは、先ほど参事官が5ページの研究開発型ベンチャーの整備のところ
で4つのポツでご説明されましたが、先ほどグリーンイノベーション戦略協議会
の中間取りまとめを伺っておりますと、ライフイノベーション戦略協議会と基本的には同じで、
分野が違うだけではないか。そういうことから、若干気になりましたのは、この中に個別の
ライフイノベーション関係のものが本文に入ってきているのですね。また、その下の「
国のベンチャーキャピタル」のところはグリーンイノベーション戦略協議会だとい
うご説明がありましたが、本来そうではなしに、両方ともだと思いますので、ほか
の委員の方がこれでよろしいのかどうか。個別のものが本文の中に入ってきてい
る。前のほうでは例示として挙げられておりましたね。そういう形がひょっととす
ると適切なのではないかというのが1つです。

2つ目は、グリーンイノベーション戦略協議会もライフイノベーション戦略協議会も、
先ほどの研究開発プログラムについては大変重要であるということで、府省横断的
な研究開発プログラムの重要性を言っております。これは2ページからあるわけです
けれども。3ページにプログラムディレクターの設置、専任。ここに「強い権限を
有する」という言葉がありますが、このイメージを委員の皆さんが共通されてい
るのか。私のイメージはまさに予算もここが持ち、どういうプロジェクトをその
プログラムの中で進めていくのか、また時間的にも5年とかいうような長期にわ
たるプログラムをイメージしているのですけれども、そういう理解でよろしいのか
どうかということを確認させていただきたいと思います。

二点です。

○相澤会長 対応できることがありましたら。

○柚谷参事官 最初のものにつきましては、ベンチャーのところだったと思いますが、
そこにつきましては、5ページの中ほどの①の4つある中で、確かに3つ目は例示
がライフイノベーションの例示になっております。4つ目はグリーンと言うよりは
一般論としてベンチャーキャピタルを取り込んでいくのが重要ということで書い
てございます。ここはどういうふうに整理したらいいかというのは検討してもい
いかもしれませんが、3つ目の部分はライフの報告にあるものを引いてきてい
るという風になっております。

それから、「強い権限」のところにつきましては、3ページ目の上から3つ目の一
にありますが、「強い権限」の内容は、「例えば」の後のほうに書いてあるものでは
すけれども、専任として職務に専念できるようになれば強い権限なりリーダー
シップが発揮できるのではないかと、それから、その後にあります「プログラ
ム予算等の資源配分の方針を調整できる」というのが一つあると思います。し
かしながら、例えば予算につきましては、どれぐらい権限が

あるかということにつきましては、プログラムを今後検討していく中で検討していく必要があると考えております。

○庄田委員　と言いますのは、プログラムディレクターの重要性というのは、P D C Aを回す上でも大変重要な役割ですので、先ほど久間委員が「司令塔」と言われましたが、少なくともそのプログラムに関しては司令塔機能ですので、私のイメージする「強い権限」というのは、単に専任であるだけではなしに全体を統括する役割であろうと思っております。

○相澤会長　ただいまの新たなプログラムを創設するというを出したのが、今回の取りまとめの極めて重要な部分であります。したがって、これは先ほどの評価大綱の改定にも対応し、プログラムという方式を国家のプロジェクトとして、そっちは「プロジェクト」と呼びますが、国の資金を投入する大型のものです。そういう大きなプログラムという概念をきちっと据えて、それをベースに評価にも反映させるというところであります。ですから、これが新たな仕組みとしての提案になります。

したがって、プログラムをマネジメントする体制が根幹でありますので、新たなプログラムディレクター、これは今までのプログラムディレクターよりもコンセプトを強化したものをイメージしているわけです。これはもう少し具体的検討する時間が必要だという意味で、ここには「強い権限の」という程度の書き方にしてあるというふうにご理解いただきたいと思えます。

はい、どうぞ。

○松本委員　その点に関して質問と意見を申し上げたいと思えます。

先ほどご説明のあった中で、プログラムの中に基礎研究も含むという例示がございましたが、今議論しているペーパーではIの課題達成型科学技術イノベーションのための構造改革の中にプログラムが書いてある。今の座長のお話はどこまでカバーするかということをはっきりさせておいたほうがいいかと思えます。つまり、大学のように基礎研究をやっているところにプログラムディレクターがやってきて、その人の責任ですべて差配するということはおよそ不可能です。議長のご説明は、Iの中の議論に限られると理解してよろしいですか。

○相澤会長　まさしくそうであります。3ページの上の表題のところに書かれる内容ですので、あくまでも課題解決型の科学技術イノベーションであるということ。

○奥村議員　今のプログラムの定義ですけれども、先ほどの評価大綱の中に定義が入っております。それが正式なプログラムディレクターの定義になります。それから、基礎研究では、プログラムはないのではないかという議論が今ございましたけれども、これは基礎研究か応用研究かという種別を問わずあり得るということです。

大事なことは基礎研究であっても大がかりな基礎研究であれば、あらゆる方面から現象解明を行うわけですし、個人でやるか集団でやるかという違いであれば、個人でやる研究が大学の先生は多いかもしれません。しかし、ある特定の基礎課題、例えばiPS細胞ももうプログラム化されていると思いますけれども、基礎研究もされ、実用化にも向けて検討がされているわけであって、基礎研究か応用研究かでプログラムかどうかということに分けることはないという事は、この評価専門調査会でも議論がありましたけれども、確認されております。

○松本委員 その点について、今、座長にお聞きしたらこれはIの範囲であるというお答えが返ってきましたが、先ほどの大綱の記述は基礎研究も含んでいるような表現でしたから、質問してみたのです。基礎研究のプログラム化ということになりますと、今おっしゃったように大がかりなものというようなイメージはできます。そこははっきりしておかないと、基礎研究のすべてをカバーするということになりますと、困りますので、そこははっきりしておく必要があると思っています。

引き続きよろしいですか。

○相澤会長 はい、どうぞ。

○松本委員 この取りまとめは大変ご苦労いただいたと思っております。

まずお伺いしたいのは、今検討に入りました資料2-1の位置付け、先ほど白石議員のほうからご質問がありましたが、これは総合科学技術会議で議論するための土台となるというお話でした。しかしながら、最初にこのペーパーそのものを専門調査会が以下のように取りまとめたと書いてあります。それで、2-1の議論に入る前に2-2から2-5の資料の説明が参事官からございました。これとの関係を明確にしておきたいのですけれども、それぞれの部会あるいは戦略協議会でおまとめになったものがついておりますが、その抜粋版というような感じがいたします。

2-1の1ページ目の一番後の行に「審議の結果を専門調査会が以下のとおり取りまとめた」と書いてあります。これについて発言させていただきたいのですが、2-2から2-5の資料に基づいてこれ2-1をまとめようという方針だと思いますが、それでよろしいですね。そうだとしますと、上山副座長と私のほうで多くの方々に意見を、熱心にやりとりいただいたものを2-5にまとめておりますが、2-1の7ページ以下のIIにまとめてある話は、2-5の内容と若干齟齬があると思っています。その点について二点ほど指摘させていただきたいと思います。

わかりやすくするために、例えば科研費の3という項目が8ページにございます。この8ペ

ージだけを見ますと、タイトルが「科研費の基礎資金制度の改革」となっていますから、これ自体はよろしいと思いますけれども、ここの4行目あたりに「400億円増額しており」という言葉がございます。その上のほうに有効性についてはお書きいただいています。この科研費の有効性については多くの研究者並びに政府関係者が認めてきたところで、我が国独自のシステムですから、これはうまくやっていかなければいけないということが書いてございます。

ただし、「13年度から22年度の10年間で科研費の総額は約400億円に増額しており、厳しい財政状況が続く中であって突出した伸びを見せている。一方、この間の研究論文数は伸び悩んでいる」という表現があります。これだけを読まれる方々、ここの議員やこの中のメンバーであれば、2-5を見ていますから、これが何を意味するのかがわかりますが、国民が目にした場合、これは大きな誤解を生む表現になっていると思います。2-5ではそういう表現になっておりません。もし400億円増額しているのに伸び悩んでいるという表現をとられますと、大きな誤解を生むようになると思います。

實際上7年間で888億円も基盤的経費が減少しています。888億円減額して、400億円科研費が伸びた、でも、論文の伸びは停滞している。これがナチュラルで合理的な形だと思います。つまり、大学の基盤的な経費の減少の中で科研費を一生懸命注ぎ込んでいるけれども、伸び悩みになっていると。実際、「伸び悩み」という表現も大変疑問がありまして、17%、論文数は増えております。17%増えているのを「伸び悩み」と言うかどうかというのは非常に問題だと思いますが、相対的に諸外国に比べて17%が少し見劣りするという表現だろうと思います。

ここの表現をこのまままとめていただきますと、科研費が悪いというふう聞こえてしまいます。決してそうではないと思うのですね。ですから、もしお書きいただけるのであれば修文をお願いしたいのです。8ページの改革すべき点、ここで修文するとすればという条件をつけますが、「一方」の後、「7年間に888億円も減少してきた大学の基盤的経費の削減もあり」ということを入れないと、一人歩きして間違った理解をさせてしまうことになるでしょう。もちろん、この両方の数字を入れないという表現もあろうかと思いますが、ここは誤解を招くかと思います。

それから、これと関係して大学全体の問題点ということで、7ページの1に大学の研究基盤の強化ということで、ここに書いてあることは非常にうまくまとめていただいていると思いますが、大切なことが抜けているという気がいたします。これはマネジメントが悪いということが書いてあるのですね。法人化に伴いこういう問題がある、これはこのとおりというところが多いと私も思います。しかし、大学の研究基盤の強化の中で、財政的基盤の問題点が、資料2

－5には書いてございますが、2－1には全く抜けております。具体的に書く必要はございませんが、両方問題があるということを書かないと、ほかの人が読めば、金はあるけれどもマネジメントが悪いから落ちているというふうに思います。ここは非常によくはない表現だと思います。

もう一点、申し上げたいことは、また行ったり来たりしますが、8ページ、研究支援体制の充実。これは大変いいことを書いていただいている、我々の部会でもこの点は強く議論がされました。そういう意味ではうまくまとめていただいていると思います。しかしながら、大きな問題が議論されたのは、部会の若手研究者も発言を再三再四しておられましたが、若手人材育成の弱体化というのは非常に大きいのです。その不安も先行き、これから4年間、5年間、基本計画を遂行する上で問題であるということが書かれております。したがって、2の項目で書くのであれば、ピンぼけになってはいけないと座長はおっしゃるかもしれませんが、研究体制の充実ということに修正してもらって、一つはこの研究支援体制の項目、もう一つは若手人材育成の在り方、この2本柱を書くことが適正ではないかと思います。内容については2－5にまとめてございます。

以上でございます。

○相澤会長 ただいまご指摘の点は、すべて改革すべきあるいは問題の所在というところの的確なる表現になっていないということが……。

○松本委員 的確な表現なのですけれども、抜けているところがあるということです。

○相澤会長 そうようなことを踏まえまして、これはご一任いただければと思います。ご指摘の点を考慮して修正することにさせていただきます。

○平野議員 今の松本委員の指摘の1点目、「400億円、20%増額している」と、これが一人歩きすると。一方で、2－5の14ページのグラフのちょっと上に、「このような状況にあるのはG7で我が国のみであって」、その後ろですね、「大学の基盤的経費の削減や科学技術関係予算の伸び率の縮小等の影響も併せて、その原因を考える必要がある」ということで、これは何も科学研究費だけではないですよ。今、松本委員の指摘されたことの補強ですけれども、これはぜひそうしていただきたいと思います。

それと関連して、ここで私が一番気になるのは、研究論文の数であるとか、中身のないようなことだけで議論している、これはこの見識が問われるのだと思います。そういう意味ではこの文章もちょっと気になります。特に対応方針の下に「論文の量と質にかかわる指標が低下している」とあります。10%という数字で言えば相対的に低下しているのは確かですけれども、

それを大々的に取り入れて、例えば、「科研費は競争的資金全体の6割を占める中核的な競争的資金である」、それはそうですね。「資金の」、これは科研費ですね、「科研費の大幅な増加が結果に結びついていない制度的要因」、これはやはり誤解を招くと思うのです。

確かに量は伸びているのだけれども、相対的にほかの国より落ちている。しかし、質というか中身はどうか。私もこれは基礎研究及び人材育成部会でも言ったことがあるのですが、本当にちゃんとした評価などの中身の問題、それがされていない、そこは問題なので。例えば「科研費等と論文と研究成果との関係について今後分析を行い」などというふうに書かないと、自己否定しているような、自己否定というのは、誰が主題かということにもかかわりませんが、この「量と質」というのは、量があまり前面に出てくるのはよくないと思います。

○松本委員 今の平野委員の意見を受けて、先ほどのコメントで申し足りなかった点を申し上げたいのですが、科学研究費というのは大変大きな役割を果たしてきたということは、万人が認めている我が国にとって重要なシステムだろうと思います。しかし、科研費だけで研究論文が出ると思うのは間違いです。大地に種をまいて、肥料をまいて、伸びてきた成果をとるというプロセスを想像しますと、大地に相当するところは大学の基盤あるいは研究機関の基盤です。そこが900億円ぐらい、10年間で約1,000億円近く弱体化している、土が流れ出ている。そこに科研費という種をどんどんまいても成果が伸びにくい。それでも17%伸びているのです。そういう事実をわかるように書かないと、科研費だけで研究が進むという考え方はもちろん間違いですし、基盤的なものを両方やっていく必要がある。他国が伸びているのは基盤強化もやっているからなのです。ですから、そこは国民に誤解を与えないように、しっかりと発信をしていただきたいと思います。

○白石議員 同業者なので同じことを申し上げるのですが、この点について、科研費等のこのパラグラフについては、私、完全に松本先生、平野先生と同感でございます。二点ありまして、繰り返しになりますが、申し上げますと、基盤的経費の削減というのはもう限界にきている。だから、それを言わずに科研費の伸びだけを言うというのは極めて誤ったメッセージを送ることになるというのが1つです。

もう一つは、改善すべき点の文章の最後のパラグラフです。競争的資金制度の在り方を検証する必要があるというだけで、今の制度が悪いということしか言っていないような感じがします。しかし、実際には分野別のパフォーマンス評価と、その評価の仕方そのものをきちっと検討しないとイケない時期にきていまして。特に私のように人文社会系の場合ですと、今の評価指標というのは、こんなものを広範に導入されたら社会科学そのものが死んでしまうような、

そんなものが今、導入されつつあるので、そういうことも含めてかなり用心深い書き方にしていただきたいと思います。

○相澤会長 はい。どうぞ。

○中鉢議員 1 ページ目のまとめは非常に重要なところだと思っています。我が国の科学技術イノベーションの国際競争力が低下しているが、低下している原因は競争の劣後にあると書かれています。原因が何だと思ったら劣後にあると。何が問題点なのかわかりにくい表現のように思います。「競争が劣後しているから国際競争力が低下している」と書いているように読み取れますので再考いただいたほうが良いと思います。特に我が国公的部門の仕組みが基本的に前世紀型のものだからとありますので、「イノベーションの国際競争力が低下しているのは、我が国公的部門の仕組みが基本的に前世紀型だから」とすれば論理的には通ると思います。ただし、こうした表現を使う際は少し慎重にしたほうが良いと思います。「前世紀型」というのは極めて刺激的だと思いますので。具体的にどんなところが前世紀型なのか、作られた時期が古いのか、この表現を使うようでしたら多少配慮したほうが良いのではないかと。

それから、次の○ですが、結語は「新時代に合ったものにしよう」とあります。これもかなり思い切った言い方です。車の両輪を円滑に回すために司令塔機能だ、と限定的にしたことについてはいささか疑問があります。むしろ、今、司令塔機能と言われているのは、予算の権限であるとか各省への指示権限であるにもかかわらず、基礎研究のところでのみ司令塔機能が出てくることについては少し趣旨を欠いているのではないかと。

1 つ目の○と 2 つ目の○を受けて「以上の認識の下でこれをまとめた」と書いています。そうすると、以下に書いてあるものは、前世紀型からの脱出で、新時代に合ったものとなるべきですが、本当に網羅しているかという点、その一部でしかないように思います。威勢のいい言葉の後で、これでもって新時代にミートしたというのはちょっと言い過ぎだろうと思います。

前回にもこの位置付けの疑問について私は質問させていただきました。もともと野田総理からシステム改革などイノベーション実現に必要な施策の在り方について年末までにまとめてくれという宿題だったと思いますが、そのときに方針を決めるのか例題をやるのかといった確認をした際に、例示のほう伝えるメッセージとして大事なのだと、そのような見解を伺ったように記憶しております。この素案が、前回確認した取りまとめの方針に基づいたものであるかという点、いささか疑問があります。

それから、子細に見てみますと、カバーレターの 1 ページ目に載っているものと 2 ページ以降の内容に齟齬が見られます。オープンイノベーション、オープン化と言っている内容と、そ

の後段に出てくるオープンイノベーションの在り方というのは微妙に違っています。例えば、5ページの②のポツのところですが、理解しづらい表記になっています。

「目標達成に係る云々に不可欠な研究開発、国際標準の獲得やグローバル市場のデファクトスタンダードの獲得によって成果が活用される研究開発等において云々」。これは、デファクトスタンダード獲得による場合は、外資系と組めと言っているのかどうか。それでいて、「国益に云々」と書いています。いろいろな縛りがあるのでどうしたらいいのかわかりにくい印象です。前段のほうでは非常に明快にオープンイノベーションということが書き込まれているにもかかわらず、具体例になると極めて縛りが多くて、どうしたらいいか、明確なイメージがとりにくいという疑問を感じます。

以上でございます。

○相澤会長 ただいまの個々のご指摘に対してここで即お答えすることが難しいところもありますが、先ほどの例示が重要なのかどうかというところだけを私から申し上げておきます。例示とおっしゃっているのが、対応方針というところではないかと思えます。前回、私はこの議論のためのペーパーは、問題の所在がどこにあるのかということをもっと明らかにして、その後でそれに対してどういう対応をしていくかが重要なので、この部分が具体的な議論展開のときに重要になりますと、そういうふうにご説明いたしました。そして、そのような構成になっているというのが本日の定義の仕方でございます。各戦略協議会、部会からもそのところを具体的に挙げていただいています。ただ、それをすべて網羅するのではなく、くくれるところはくくって、この中での優先度あるいは重要度からある程度の配列をしているというような位置付けになります。

はい、どうぞ。

○松本委員 今回の座長の発言は大変結構だと思いますが、実態はそうありません。2のところでは重要度、対応策も指示のあったとおり部会ではやっています。例えば、研究体制をどういうふうにしようかという話をやりました。その中で、ここに書いてある研究支援体制、これは山中さんの政府への働きかけ等がありまして、政府のほうも前向きですから、書いていただいたと思います。しかし、同時に、長期的に見ますと、若手研究者は悲鳴を上げているのです。基礎研究をやっている方はみんなそうです。その2本立てで書いたにもかかわらず、取捨選択をしてこれだけ書くというのは問題があると思いました。座長に一任してくださいという話がありましたが、そこは明確にしていきたいと思います。

○相澤会長 最後の絞り込みのところの背景は事務局から説明を願います。

○倉持統括官 よろしいでしょうか。恐れ入ります。一般論で大変恐縮でございますけれども、この作業は戦略協議会あるいは部会でご協議いただきまして、この専門調査会でも今取りまとめのご議論をいただいております。この専門調査会におきましては、まず予算の重点化についてご審議いただいた上で、この秋から総理からの指示を踏まえてイノベーションの仕組みの改革について調査・審議を進めてきていただいております。

当初の予定では、この年末に予算の方針と仕組みの改革を両方のパッケージとして本会議に報告して、判断を求めていくという段取りを組ませていただいていたわけでございますけれども、前回のこの専門調査会でもご説明しましたとおり、その過程で今年は衆議院の解散・総選挙という大きな政治の動きがありまして、きょうの時点ではその結果も出たところです。衆議院の与野党の大逆転が起きまして、来週26日に予定されます特別国会で政権交代が実現すると、こういう見通しになったということでございます。

そして、既に大型補正であるとか予算の組換えといった議論が出てきている状況にあります。仕組みの改革につきまして、先ほど来ご議論ありますように、総理からの指示を踏まえて、また、科学技術イノベーションを進めていく上での重要な普遍的な課題であると認識して、当初の予定どおり今日の取りまとめをターゲットにして、ご検討を進めていただきました。ただ、今日というタイミングが、内閣の政権交代の過渡期という大変微妙な時期になってしまいました。

新政権の方針が打ち出される前という状況の中でまとめていただくことになりましたということで、今日という時点でということになりますと、仕組みの関係についても具体的な予算から少し距離のある部分についておまとめいただくということになるかと思えます。年が変わっていつ本会議が開かれるようになるかということにつきましては未定でございますけれども、今日の段階でのお取りまとめと、併せてこれまでのここでのご議論、あるいは、戦略協議会とか部会のご審議の蓄積はきちんと活かせるように、また、必要なものについてはさらに検討を深めていただいて、本会議につないでいけるように、新しい内閣になった後に早急に大臣等政務とも相談してきちっと対応させていただきたいと考えております。

したがって、部会であれだけ議論した項目について、今回この専調のとりまとめでどこまで取り入れるかということにつきましては、先ほど申しましたように、予算に近いものにつきましてここでは具体的にあえて触れていない状況でございます。そこは、決してそれに意味がないということではなくて、むしろそういう議論とパッケージでこれから進む部分がありますので、ご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○相澤会長 はい、どうぞ。

○松本委員 今回のポイントは、この微妙な時期を考慮しますと、非常によく理解できることと思います。ただ、我々が指摘した科研費とか国全体の予算の話の内容については、今の私どもの表現では、特に今、財政的出動を要請するようなものにはなっておりません。それから、若手人材の育成だって新しいお金を出せという項目は全くありませんし、研究支援体制の充実もこの文章は「検討する」となっています。若手人材育成の在り方について検討すると書くことが、これとどれだけ違うのかということは私にはわかりませんので、ぜひ同列でご検討をお願いしたいと思います。

○相澤会長 はい、どうぞ。

○石川委員 6ページ目と7ページの復興再生の加速のところの対応方針でございますけれども、ここは「国は」という主語と、7ページには「一方、総合科学技術会議は」ということで、主語が2つありまして、それぞれ違うように書かれているようにも見えるのですが、内容としては同じことが書かれています。ほかのところを見ますと、対応方針で「国が」と書いてあるところもありますし、主語がないところもありますし、ちょっとわかりにくいと思います。

○相澤会長 これは先ほど白石議員が指摘されたことと同じ範疇に入ると思いますので、全体的に主語の在り方を見直していただきたいと思います。

それでは、北城委員。

○北城委員 5ページ目の真ん中辺の①のボツの2つ目、「日本版SBI R」と書いてあるところですが、「この方式の導入目標設定の検討を推進すべきである」と書かれています。検討を推進するというのはどういうことなのか良く分かりません。「目標設定を推進すべきである」くらいまではっきり書いたほうがいいのではないかと思います。このままでは何もしないという感じに聞こえてしまうので、「の検討」は取っていただいたほうがいいと思います。「設定を行うべきである」でいいと思います。

それから、6ページ目の一番上のところですが、ここで急に種類株の活用と出てくるのですが、それが本当に総合科学技術会議上重要ならば入れてもいいのですが、あまり議論もされていないテーマなので、種類株を書くよりも、ここは「国がベンチャーキャピタルの投資リスクを軽減する官民マッチングファンドを設立することが望まれる」くらいでいいのではないかと思います。ライフイノベーションの4ページ目にも官民のファンドの話が出てきますし、グリーンイノベーションのほうも、※1の解説が官民ファンドの話なので、ここは「リスクを軽減する官民マッチングファンドの設立が望まれる」くらいで切って、種類株はなくしていい

のではないかと思います。

○相澤会長 以前にもこういうご指摘がございました。事務局、どうでしょう、このところの検討については。

○杉谷参事官 最初の「検討」という言葉が入っているということにつきましては、4期計画に検討を推進するという趣旨のことが書いてございまして、それを着実に推進するという意味で書いてございます。今、政府内で4期計画に基づきまして検討を進めているところでありますけれども、3段階選抜方式の導入目標を各府省一律で導入するということにつきまして、それが本当に正しいのかどうかというのをまだ議論しておりまして、言い切ることはなかなか難しいというのが事務的な事情でございます。

種類株のところは例示の意味で書いてございまして、それだけやればよいという趣旨ではございません。それから、官民マッチングファンドにつきましては、この議論が熟しているかどうかというところについてどうかというふうにも感じます。

以上です。

○北城委員 結果としてどういうふうになるのかいいのか、話がよくわからなかったのですが、ここは総合科学技術会議としてS B I Rの目標の設定が必要だということを言うべきだと思います。また、官民マッチングファンドがライフにもグリーンにも出てきているので、具体策はここに書き込んではいないのですが、そういうものが要るということでいいのではないかと思います。種類株については、ここにこれだけ例示で入れると、これが総合科学技術会議上重要だと認識されるので、もう既に種類株は存在することでもあり、書くと、これに焦点が当たるので書かないほうがよいと思います。

○相澤会長 第一点のところは、4期の基本計画の記載と同じだと少々問題であろうということで、いろいろ表現の工夫をしているようです。ここは表現上の問題だと思いますので、検討させていただきます。

それから、2つ目のところは、事務局が「種類株式」という用語を残さなければいけないというような重要度を置いているのかどうか。そうでなければ、先ほどのようにここだけかなり具体的な例示になっているので、これは落とした形で、もう少しゼネラルな表現にすることで、どうでしょうか。

○杉谷参事官 種類株のところにつきましては削除を検討したいと思います。

○相澤会長 どうぞ。

○上山委員 先ほどから少し議論になりました基礎研究のところではありますが、ここに書かれ

ていることは、18ページにまとめてあるものの骨子としては少し弱いのであろうと思います。先ほどから出ているような運営費交付金の削減とか、あるいは、大学の研究基盤の弱体化ということが、いかに大学の機能を劣化させているかということをお中にも何度か言及させていただきました。

それを踏まえて、一番の胆は、大学という組織が震災も含めた日本の現在置かれている課題に、どのように対応できるかということの道筋をつくっていくかということが、ここでまとめた内容です。したがって、論文が少なくなっているとか、あるいは、基礎研究の基盤的な資金としての科研費が問題であるとかということが、中心的な趣旨ではないであって、どちらかと言えば改革すべき問題の所在のところの対応方針として、大学の研究基盤あるいは人材育成の基盤を、どのように国がかかわり改善していくのかという道筋を書いたつもりであります。

その過程で幾つかの事実として挙げていった点はありますけれども、一番重要なことは、まさに知識をつくり、技術をつくっていくような場所としての大学の役割をもう一度見直していくことだということが、18ページに、長い報告書の中で書いてあることですので、そこは残し、骨子のところで反映させていただければと思っております。

○相澤会長 それでは、時間が迫っておりますので、ご発言の方は中鉢議員と久間委員、青木議員、このお三方でよろしいでしょうか。

それでは、中鉢議員。

○中鉢議員 簡潔に申し上げます。繰り返しになりますが、先ほどの統括官からのお話を私なりに解釈しますと、緊急を要する予算案件に資するような追加的な措置が必要ならば、年末までに持ってきたさいということなのか、相澤先生のおっしゃるように、対応の方針そのものを年末までにやってこいと言ったのか、私はどうもよくわかりません。もし対応の方針であれば基本的にもっと時間を要してやるべきだろうと。

現在の素案は、戦略協議会で出されたものをそのままホチキスで止めたもののように見えます。非常に抽象度の高いものと具体的なものが混ざっているように思います。知の基盤がイノベーションの業の基盤をも変化させるとか、抽象度が高いのですが、こういうことを年末までにまとめることを期待されたのだろうか。どちらかの方針にまとめるべきだと思います。

○相澤会長 はい、久間委員。

○久間委員 II. 基礎研究力の充実強化については、誤解を招く表現が多かったと思いますが、対応方針で「優れた成果を挙げたものが報われる」と記載されている点は非常によい指摘で、まさにそうあるべきだと思います。大学の先生すべてが基礎研究をやるわけではなくて、課題

解決型で産学連携に貢献する先生もたくさんいるはずですが。先ほど4ページの対応方針で国内の産学連携が抜けているのではないかと申しあげましたけれども、この対応方針においても一項目つけていただいて、その中で、大学の産学連携機能の強化、評価、その評価結果に基づいて資源配分する仕組みをつくるということも入れていただければいいのではないかと思います。

○相澤会長 はい、青木議員。

○青木議員 基礎研究のところについては皆さんの言ったことに全く賛成ですけれども、コメントしたいのは、3ページの例2)の再生可能エネルギー利活用の加速化というところで、「リスクもあるが夢のある」と書いてあるのですが、「夢」という言葉の代わりに「躍進的な技術」とかもうちょっと現実的なことを指す言葉。これは私だけではなくて、たしか田中耕一先生も「科学技術に夢という言葉を使うのはよくない」という趣旨のことをおっしゃっていたのを覚えているのですけれども、もっと現実的な、だけど飛躍的である言葉にできたら変えていただきたいと思います。

○相澤会長 ありがとうございます。

専調として検討を繰り返してきたわけですが、いまだに基本的なところでの共通の理解が十分でないような部分もあります。この時点で申し上げておくべきことは、このまとめというのは、これがすべてであるというまとめ方ではないわけでありませぬ。あくまでも今まで4期科学技術基本計画に基づいて推進しているけれども、仕組みの上で大きなバリアになっているものを具体的に突破していこうということを、ことしの末までに第一弾としてまとめました。

ですから、これでお終いということでもないわけです。このような状況で先ほど来の各戦略協議会及び基礎研究・人材部会で検討された内容についてある意味では優先度、重要度を相対的に判断して多少の主唱をしているということでもあります。今回のところは骨格としてはこれでご了承いただきたいと思います。それで、ここに具体的にあらわれなかったところが無視されたという意識ではなく、さらにこういうことを続けていくというふうに考えていただきたいと思います。

それから、先ほど中鉢議員の言われました予算関係とのことですが、これはなかなか判断の難しいところでもあります。来年度の予算関係に直接かかわる形で、今の時期に要求のような形に見えるものは、今回は避けておいたほうがよろしいだろうということ、先ほど統括官が婉曲に表現していると理解いたします。そういうことだと、予算に関係ないことだけを書くのかということとそうではなくて、少し時間をおいて、これから予算づけされなければいけないようなものも当然入ってくるわけですが、直近の予算にもろに結びつけたものはなかなか難

しいという判断であります。

そういうことで多少判断があいまいなところはありますが、この限られた時間の中で各戦略協議会等々のご努力を十分に見据えた上で、専調としてのまとめ方にさせていただきたいと思えます。戦略協議会、部会から出された取りまとめはペアで常にきちっとリファアーしてありますので、この中で積み残されたものは次のところでちゃんと反映する形にさせていただきたいと思えます。

はい、どうぞ。

○松本委員 異議があります。今の骨格を認めるということは、2-1をこのまま認めるという話ですか。そうしたらきょうの議論は何だったのですか。

○相澤会長 ですから、先ほど言いましたように、このフレームワークはこれまで議論していただいた。

○松本委員 そちらで用意されたものを今認めてほしいという話でしたけれども、それでは本日いろいろ出た意見はどういうふうに分けられるのですか。

○相澤会長 先ほど来申しましたように、修正すべきこと等々はこれを修正させていただきます。ただ、先ほど松本委員が言われました、新たに研究体制の全体的な改革を入れるかどうかのところは、先ほど来の議論からなかなか難しいのではないかという判断で今回こういたしました。そのほかのことは大体対応できるのでは……。

○白石議員 結局、この枠組みといったときに、それが具体的に何なのかというのがもう一つよくわからないので、松本先生は心配しているのだろうと。私も実は心配しております。先ほどの8ページの3. 科研費等の競争的資金、私は、この問題よりは、先ほど上山先生が指摘された問題のほうがはるかに根本的ですし、重要な問題だと思います。ですから、それを差し替えることは、例えばフレームワークを変えることにならないのであれば、私はむしろ上山先生が指摘された点を入れていただきたいと思います。

○相澤会長 私としては、基礎関係のところは部会の反映をして、部会等のご了解も得られていると理解していたのですが、そこがそうではなかったのでしょうか。

○松本委員 私は先週スウェーデンに行っておりましたので、帰って来て拝見いたしまして、十分に反映されていないと思えました。2-5をよく読んでください。そちらのほうで読まれたらわかると思います。今、上山先生がおっしゃった点も我々の報告の4ページにきっちり書いてあります。問題点のありか、とらえ方。それがきちっと反映されている。ここに書いてあること自体は間違ったことはほとんどありません。ただ、大きく見えますと、全体の論旨を

読んでみますと、全く違ったように見える。これは先ほど中鉢議員が指摘されているようにどういうふうに扱われるのか、どうなっていくのか。「第一弾」というようなタイトルになっておりませんので、そこはぜひ誤解のないようにしていただきたいと思っております。

○相澤会長 そのところは先ほど申し上げた通り修正をさせていただきたいと思えます。

どうぞ。

○上山委員 補足してもよろしいでしょうか。恐らく大学の現状を極めてネガティブに、例えば成果が上がっていないとか、研究費がもう既に行っているのに何もできていないという形の報告書では全くなくて、当初、若干そのようなことが出ましたけれども、大きく修正をして、そのような現象が垣間見えるのは、いかに大学に対する支援が明確になっていないということをかかなりの程度盛り込んだつもりであります。その中で科研費の話が出てきましたが、これは科研費というものが唯一のものではなくて、ほかの様々な研究費の問題点もあると指摘しました。ただ、科研費というものは大きなものですから、どうしても触れておかなければいけないという点で触れただけにすぎないのであって、恐らくこれは部会の中でもいろいろな議論がまだまだ起こってこようかというところであります。

骨子のところは、繰り返しになりますけれども、どのような形で大学の研究基盤を強化するような体制をさらに追加的に国ができるかということについてまとめたつもりでありまして、その点については恐らく松本先生もあるいはほとんどの部会の人たちにも了解をいただけることだと考えております。ですから、骨子のところをまとめるとすれば、その点を中心に挙げていただければありがたいと思っております。

○相澤会長 そういたしますと、対応方針として出されているところが、今の基盤的なところが重要であるということなのですが、私の理解としても、部会では科研費のところにも余りにも議論が集中していたということで、しかもこれは具体的な在り方の検討という形で大きくくりしておりますので、この部分を今回は強調されたというふうに部会の取りまとめを理解したために、事務局としての整理もこういう形になっているのですね。ただ、問題点がどこにあるかということは、先ほど来のご指摘のとおり、整理し直すということにさせていただきたいと思えます。

○大西議員 これはそれぞれの間取りまとめもくっついて1つになるのですよね。

○相澤会長 ええ。

○大西議員 そうなると、誰が受け取るのかという、受け取る相手が変わってしまって、これを活用して予算をつくった、政策を次のステップにいく主体が変わってしまったという大きな

変化があるわけですが、中間取りまとめというのがそのまま次の段階に進めば、全体の議論が受け継がれると思うのですね。

議論し出すと長くなりますけれども、今の点については、問題の所在と対応方針が幾つか大学の基礎研究のところで書かれていて、その1つのパートだけがこの中に盛り込まれているので、ご指摘のようにストーリーが違っちゃうということだろうと思うのですね。確かに何か所かに問題の所在と対応方針があるにもかかわらず、1か所だけについて取り上げていると。そのところについてはあまり取捨選択をせずにバランスよく、要するに中間取りまとめのまとめをやるということに徹したほうが、きょうの議論を踏まえると適当なのかなと。ほかのところはそう極端ではないと思うのですが、大学というか、人材育成のところは報告書そのものがほかと比べて分厚いので、そういう問題が起こったのかなという、技術的なことも感じるのですけれども、そこは修正していただいたほうがきょうの議論を反映するのかなと思いました。

○相澤会長 これはなかなか難しいところでごさいます、当初から申し上げているように太めのものをとにかく出したい。その太めのものがあまり茫漠としたものだと困るので、その中に対応方針というところで実態がもう少しわかるように、とがったものをこういうところに見せておくと、こういう構図できておまして。先ほど来の基礎研究・人材部会のところも、そういうようなところを検討していただき、こういうような形でまとめられた。ですから、部会で検討されたことを無視しているわけではなく、専調としてはこういうまとめ方をさせていただきたいと提案させていただきました。

そういうようなことなので、基本的には改革すべき点、問題の所在のところは、先ほど来のご指摘のところで整理をして、今のようなご指摘のところを整合性があるように修正させていただきたいと思います。そして、それぞれのところの1. 2. で始まっている項目は、この形にさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。全般については、皆様のご意見がそこまでのところでなかったかと思いますが、基礎・人材のところの3本立てではどうしても納得できないということでごさいますでしょうか。

よろしいでしょうか、こういう形で。

○上山委員 ただ、少し前半の焦点が重要なところがちょっとぼけている感じはします。

○相澤会長 ですから、松本委員も指摘されているところでこのまとめとしては3本立てでいくと、そこについてご同意いただけますでしょうか。

○松本委員 大学の3本立て、1番が大学の研究基盤の強化、2番が研究支援体制の充実、3番が科研費等の基礎的資金制度の改革とあるのですけれども、先ほど言いましたように、科研

費だけにしわ寄せがいくような表現があるのは問題です。大学の基盤経費の減などいろいろなものが関係していると。ここは表現の問題だと思います。改善すべき点も、この部会から出ました18ページに及ぶ中の項目をまとめて出したらどうかと、今、大西議員からありましたが、そういう項目をよく斟酌していただいて、書いてほしいと思います。

2番目の研究支援体制は、支援だけではなくて、研究体制そのものが問題だというのは、本会議でもこの専調でも随分議論がございました。したがって、出すのであれば「研究体制の」と言っていただいて、支援者と若手育成という2本は必要だろうと私は思っています。予算よりも、体制が必要だと思います。

3番目、科研費は、今言いましたように、問題点は6割を占めていますから、検討すべきであるというのはよろしいかと思いますが、科研費が伸びたにもかかわらず、科研費システムが駄目だからという受けとめ方がされると問題で、このような文言はぜひ修正すべきだと思っております。

○相澤会長 ただいまご指摘いただいた点は、先ほど私が言ったフレームワークとしてはこういう形で、その中にご指摘いただいたことは修正させていただきます。

○松本委員 1番の大学の研究基盤は、上山先生がおっしゃったポイントをぜひ取り込んでいただきたいと思います。

○相澤会長 はい、わかりました。

それでは、以上のようなご理解の下に、修正すべきところはそういう表現のところを中心に修正させていただきます。

その修正の内容については、もちろん回示させていただきますけれども、会長であります私にご一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」という者あり)

○相澤会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの「科学技術イノベーション促進のための仕組みの改革について」をご承認いただいたことにさせていただきます。

最後の議題であります、その他事項がございます。事務局から、資料4にあります当面のスケジュール等についての説明をお願いいたします。

○小川企画官 今のところ日程は、資料4にごございますように、1月22日、2月15日、3月29日を予定しております。また、詳細は事前にご連絡いたします。よろしくお願いいたします。

○相澤会長 それでは、予定の時間をかなりオーバーしてしまいましたが、これで本日の専門

調査会を終了させていただきます。長時間にわたりましてありがとうございました。